

# 全国ひきこもりKHJ家族会連合会・北海道「はまなす」会則改正案

## 名 称

第1条 この会は、『全国ひきこもりKHJ家族会連合会・北海道「はまなす」』と称する。  
(略称を『KHJ北海道「はまなす」』と称する。)

## 目 的

第2条 この会は、次のことを目的とする。

- (1) 社会的ひきこもりの子供を持つ親同士が心おきなく話し合ったり、情報を交換し合って孤立感からの脱却を図る。
- (2) 専門家による講演会やセミナーの開催等を通じて、対応や心構え、連帯感などを醸成してひきこもっている人たちの社会的自立を支援する。
- (3) 例会開催日にあわせて若者たちが集い話し合う場所「すなはま」の部屋を開設する。
- (4) 会員相互の意見を集約し、また、道内の他の親の会などとも情報交換や連携をして、行政機関への要望及び、報道機関などを通じての社会的啓蒙に努める。
- (5) 「KHJ全国ひきこもり家族会」と連携して情報の交換・伝達を行う。

## 事 務 局

第3条 この会の事務局は「札幌市中央区北4条西26丁目3番2号」に置く。

## 会 員

第4条 この会の会員には家族会員と団体会員の二種を設ける。入会は、別紙の入会申込書に必要事項を記入して会員となる。

## 会 費

- 第5条
- (1) この会の会費は、入会費（年会費）及び月例会資料代とする。
  - (2) 入会費(年会費)は家族会員 3,000 円、団体会員 5,000 円とし、当会入会時に支払うものとする。  
一度納入した会費は返金しない。
  - (3) 月例会では資料代として家族会員（団体会員は一人につき）300 円・非会員 500 円を当日徴収する。  
ただし当事者は無料とする。

## 月 例 会

第6条 この会は、原則として毎月1回月例会を開催する。

## 役 員

- 第7条
- (1) この会には、会長・副会長・事務局長及び会場・会計・すなはま担当の役員等を置く。
  - (2) この会には、会計監査役を置く。
  - (3) この会の役員は、原則として月例会において会員相互の互選により選出する。
  - (4) この会の役員の任期は、原則として1年とし再任は妨げない。
  - (5) この会には、若干名の顧問を置くことができる。
  - (6) この会には、相談役を置くことができる。

## 役 員 会

- 第8条
- (1) 役員会は、原則として毎月1回開催する。
  - (2) 会長は、必要と認めるとき役員会を招集する。
  - (3) 役員会は役員の3分の2以上の出席をもって成立し出席役員の過半数の賛成で議決する。  
なお、可否同数のときは会長が決することとする。

## 監査報告

第9条 会計監査役は、毎年4月の月例会において会計監査報告を行うものとする。

## 事業年度

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 会則の変更

第11条 この会の会則は、会員の3分の1以上が出席した月例会等で出席者の過半数の賛成により変更する。

## 施 行

- 第12条 この会則は、平成14年12月14日から施行する。
- 改 正
- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 平成15年11月22日 | 一部改正し同日から施行する。     |
| 平成16年11月27日 | 一部改正し同日から施行する。     |
| 平成17年11月26日 | 一部改正し同日から施行する。     |
| 平成18年11月25日 | 一部改正し12月23日から施行する。 |
| 平成23年11月26日 | 一部改正し同日から施行する。     |
| 平成26年4月26日  | 一部改正し同日から施行する。     |

平成 27 年 4 月 25 日	一部改正し同日から施行する。
平成 28 年 4 月 23 日	一部改正し同日から施行する。
平成 30 年 4 月 28 日	一部改正し同日から施行する。
令和 3 年 4 月 24 日	一部改正し同日から施行する。